

事務連絡
令和3年7月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度改定を踏まえた処遇改善の取組の実施について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率が、+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、+0.05%（令和3年9月末まで））となったところであり、これを踏まえ、原則、全てのサービスの基本報酬の引き上げを実施しました。

また、処遇改善については、

- ・ 介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）（IV）及び（V）の1年の経過措置を経た廃止、
- ・ 介護職員特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）の配分ルールの見直し、職場環境等要件の見直し

等を行ったところです。

今回の改定により、介護事業所で働く職員の着実な賃金改善につながるよう、

- ・ 今般の改定の趣旨について、周知をいただき、介護職員の処遇改善に向け、今回の改定による効果を活用いただくとともに、
- ・ 本事務連絡でお示しする介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業の取組事例も参考に、処遇改善加算及び特定加算の算定や処遇改善加算（IV）及び（V）の取得事業所に対する上位区分の取得促進に向けた積極的な取組を御願いいたします。

なお、取得促進に向けた事業については、今年度、厚生労働省においても有限監査法人トーマツに委託し実施を予定しており、今後必要に応じ協力を御願いするとともに、本事務連絡の内容については、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るよう御願いします。

- 別紙：介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業に係る取組事例集